

不動産登記申請をされる皆様へ

固定資産価格通知の電子化に伴い、令和5年4月1日より固定資産税評価証明書
の取り扱いが以下のとおり変更となります。

① 登記手続きのために評価額の確認が必要な方

固定資産税課税明細書（納税通知書に添付）または、土地家屋名寄帳兼課税
台帳のいずれかで固定資産評価額の確認ができます。（評価証明書は不要です。）

※納税通知書を紛失された方や免税点未満で納税通知書が届かない方につきましては、市民窓口
課で土地家屋名寄帳兼課税台帳を申請のうえ、評価額の確認をお願いします。

② 評価額が無い場合の取り扱いについて

土地の評価額が無い場合、登録免許税算定のための近傍類似地単価を評価証
明書に追記しておりましたが、電子化に伴い、今後は登記官が近傍類似地単価
を決定しますので、詳細は神戸地方法務局加古川支局（TEL079-424-3555：
自動ガイダンスで③を選択）へお問い合わせください。

③ 委任状について

司法書士、土地家屋調査士等については、従来、不動産登記申請のために評
価証明書・家屋図面を申請する際、仕事の性格性（登記事務を生業とし、有資
格者であること）を考慮し、所有者からの委任状を不要としていましたが、今
後は所有者からの委任状が必要となります。

◆評価証明書の発行についてのお問い合わせ : 高砂市 課税課 資産税係
079-443-9016 (直通)

◆不動産登記手続き等についてのお問い合わせ : 神戸地方法務局加古川支局